


| | | |
|----------------|---|---|
| 第 6083 号 |  リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 15日 木曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

👉 特別障害者に対する信託受益権の贈与

Q : 私には、特別障害者の子供がいます。聞くとところによりますと、特別障害者には贈与の特例があるとか。どのようなものなのですか？

A : 信託会社と一定の要件を満たす信託契約を締結すると、6,000万円までの財産を非課税で贈与することができる特例があります。

【解説】

贈与税では、委託者以外の人を受益者とする信託契約を締結した場合は、原則として、その締結時に受益者に対し、その信託を受ける権利について贈与税が課されますが、その信託契約が、特別障害者を受益者とした特別障害者扶養信託契約に該当する場合は、信託受益権の価額のうち6,000万円までが非課税となる特例があります。

ただし、この適用を受けるためには、その信託契約が①特別障害者が信託利益の全部の受益者である②信託財産は、金銭、有価証券、金銭債権等一定のものである③信託期間は特別障害者の死亡後6ヵ月を経過する日に終了する④信託契約は取り消しや解除ができず、かつ、その信託期間及び受益者は変更することができない⑤信託の収益は特別障害者の生活又は療養の費用に充てるため定期にかつ必要に応じて分配される、ことなどの一定の要件を満たしていなければなりません。

なお、この非課税の適用を受けるためには、特別障害者は、信託の際に「障害者非課税信託申告書」を、受託者を通じて納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

